

令和7年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指摘事項	措置	部局	室・課等	
1	4 合議について				
	(2) 起案文書について、電子計算処理組織に関連するもので新規、更改又は変更に関する場合はDX推進室長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。	学校給食センター・インターネット環境等整備業務委託	起案を行う場合は、寝屋川市事務決裁規程を確認した上で、「事務決裁確認ツール」を必ず活用し、適切な決裁者及び合議者を設定することとしました。	教育委員会事務局	施設給食課
2	5 起案について				
	(1) 予算を執行するにつき、起案を要するものについて、起案の作成がなされていなかった。	歴史的資料収集・保存・活用委員会委員報酬	・異動等による事務引継ぎが発生した場合は、新たな担当者は、前回（前年度）の起案・会計書類を必ず確認するとともに、『寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）』に基づき、必ず起案の有無を確認するとともに、起案の有無・合議・専決権者等を一目で漏れなく確認できるよう統合型内部事務システムの付箋機能を活用することとしました。		中央図書館
3	6 その他				
	(3) 契約の相手方から書面による再委託の申請が提出されていたが、再委託を承諾することの起案を行わず、書面による承諾をしないまま再委託をさせていた。	学校給食センター・インターネット環境等整備業務委託	・文書事務における收受及び供覧は、基本的な事務であり、適正な手続を遺漏なく行うために不可欠であることから、「文書事務の手引」について、課内で改めて周知しました。 ・再委託の承諾は契約内容に関わる重要事項であり、適切な履行を確保する必要があることから、「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」を課内で改めて周知するとともに、委託契約時にチェックリストを作成し、再委託の申請があった場合の手続を始め、各種手続の見える化を行いました。	教育委員会事務局	施設給食課
4	(4) 旧明和小学校校舎棟解体等工事において、残置物（建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物）の処理責任は市にあるにもかかわらず、当該残置物を、解体工事を請け負った事業者の建築物解体に伴い生じた廃棄物として処理させていた。その誤った解釈により、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に必要な委託契約を書面により行っていないかった。	第四中学校区小中一貫施設整備工事に係る旧校舎棟解体等工事	今後の残置物処分については、設計段階から残置物（比較的容易に動かせるもの）の整理（リスト化）を行い、解体時においても現場を再度確認した上で、必要な場合は、書面により産業廃棄物の処理に係る委託契約を締結することとしました。	教育委員会事務局	施設給食課